

議第15号

高島市消防団員の定員、任免、給与および服務等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日

高島市長 福井正明

高島市消防団員の定員、任免、給与および服務等に関する条例の一部を改正する条例

高島市消防団員の定員、任免、給与および服務等に関する条例（平成17年高島市条例第280号）の一部を次のように改正する。

第5条中「許可」を「承認」に、「受けなければならない」を「得なければならない」に改める。

第10条第5号中「饗応」を「供応」に改める。

第11条中「別表第1」の次に「および別表第2」を加える。

第12条を次のように改める。

（費用弁償）

第12条 団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として高島市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償等に関する条例（平成17年高島市条例第39号）第3条の規定により、旅費を支給する。

別表第2中「第12条関係」を「第11条関係」に改め、水火災（実災害に伴う警戒を含む。）の項を次のように改める。

水火災（実災害に伴う警戒を含む。）	1回につき8,000円（4時間未満は4,000円）
-------------------	---------------------------

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高島市消防団員の定員、任免、給与および服務等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例

の施行日以後に新条例第11条第1項の規定により支給すべき事由が生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた費用弁償については、なお従前の例による。